

会社名 グレイステクノロジー株式会社

御中

年 月 日

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 あて

株式の種類	普通株式					
名義書換請求 総株式数						株

上記の貴社株式につき会社法第133条第2項の規定にもとづき、

（ 共同して ・ 単独で ） 名義書換を請求します。

*単独で請求の場合は**ご注意6.**を参照のうえ必要書類を添付してご請求ください。

株 主 (現名義 人)	〒 — 電話 — —	お届け印※
	住所	
	氏名	
法人の場合は商号、代表者役職名・代表者名をご記入ください。		

※ お届出印の登録がない等、お届け印を押印できない場合は、実印を押印いただき、発行後6ヶ月以内の印鑑証明書(原本)を添付のうえご提出ください。**ご注意**

- 株券廃止会社のため、株券を伴わない名義書換請求になります。
- 株主（現名義人）欄は、株主名簿記載の住所および氏名を記載のうえ、お届けの印鑑を押印してください。お届け印を押印できない場合は、実印にて押印いただき、印鑑証明書（発行後6ヶ月以内の原本）を添付ください。
- 株主（現名義人）が、所有する株式の一部売却等で引続き株主として残る場合は、押印いただいた印鑑をお届出印として登録いたします。
- 株式取得者が新規に株主になられる方は、本請求書の株式取得者（新名義人）欄に住所、氏名をご記入のうえ、実印の押印と印鑑証明書（発行後6ヶ月以内の原本）を添付ください。ご記入いただいた株主様の住所、氏名と実印をお届出印として株主名簿に登録いたします。
- 株式取得者が既に発行会社の株式を所有されている方も、株主名簿記載の住所および氏名を記載のうえ、実印にて押印いただき、印鑑証明書（発行後6ヶ月以内の原本）を添付ください。
- 単独請求の場合（相続・確定判決などによる場合）は、株主（現名義人）欄の押印は必要ありませんが、住所・氏名をご記入ください。この場合の添付書類については、裏面をご参照ください。
- お手続き完了後、株式取得者に対して書換完了通知を郵送します。
- 不備等の理由により名義書換を受付することができない場合には、株式取得者宛てにご提出いただいた株式名義書換請求書等をご返却もしくはご連絡いたしますので、ご了承願います。

株式取得者 (新名義人)	会社名 グレイステクノロジー株式会社		
	届出印（実印）※	住 所	〒 — 電話 — —
		氏 名	(フリガナ)
法人の場合は商号、代表者役職名・代表者名をご記入ください。			

※実印を押印いただき、発行後6ヶ月以内の印鑑証明書(原本)を添付のうえご提出ください。

(会社使用欄)

印鑑照合

(取得者単独請求の添付書類)

協議による相続の場合	1. 被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本 0. 各相続人の戸籍謄本 Ⅷ. 各相続人の印鑑証明書 Ⅱ. 代理人がいる場合は、Ⅷに代えて代理人の印鑑証明書および選任書謄本など、代理権を確認できる書類 Ⅸ. 以下の手続書類 ① 相続手続依頼書 ② 法定代理人がいる場合は、法定代理人届・株主票 ③ 買取の場合は、単元未満株式・端株買取請求書	◇ 除籍者の記載のあるもの ◇ Ⅰ. の戸籍にない場合 ◇ 発行後6ヶ月以内のもの ◇ 0. の戸籍で確認できる場合は不要 ◇左記②③は、各ケースに該当する場合にのみ必要
調停・審判による相続の場合	1. 家庭裁判所の調停調書謄本または審判書謄本および審判確定証明書 0. 協議による相続の場合の添付書類のⅡ、Ⅸ.	
遺言による相続または遺贈の場合	1. 遺言書謄本 (公正証書遺言以外の場合は、家庭裁判所の遺言書検認証明書も徴求) 0. 被相続人の戸籍謄本 Ⅷ. 遺言執行者がいる場合は、その印鑑証明書・資格証明書 (家庭裁判所の選任による場合は、選任調書も徴求) Ⅱ. 協議による相続の場合の添付書類のⅡ、Ⅸ.	◇除籍者の記載のあるもの ◇遺言執行者がいる場合は不要
競売による場合	1. 執行裁判所の権限付与書正本(謄本) 0. 競売調書 名義書換請求書には、競落人と執行官が連署してください。	
公売による場合	売却決定通知書または公売を証する書面	
合併による場合	承継法人の登記簿謄本(抄本)	
分割による場合	1. 承継会社(新設会社)の登記簿謄本(抄本) 0. 会社分割契約書または会社分割計画書など、当該株式が承継されたことを証する書面	
国税物納による場合	物納許可書	
判決による場合	判決の正本または謄本	
譲渡制限会社における指定買取人の指定の場合	1. 指定買取人指定の取締役会決議などがあったことを証する書面 0. 当該指定買取人が株式の代金を支払ったことを証する書面	